

落札者決定基準

件名：(仮称) 我孫子北区域近隣センター建設工事 (メイン館本体工事)

1 価格以外の評価点を算定する評価項目及び評価基準

評価項目		評価内容	評価基準	評価点		
企業 の 技 術 力	同種工事等の施工実績	元請けとしての同種工事等の施工実績を評価する。 平成16年4月1日以降に完成し、技術提案書提出期限の日までに引渡しを完了した工事を対象とする。	我孫子市発注同種工事の実績あり	3.0	3.0	
			官公庁発注同種工事の実績あり (我孫子市を除く)	2.0		
			我孫子市発注その他実績あり	1.0		
			その他の実績又は実績なし	0.0		
	我孫子市の工事成績評定点の平均値	我孫子市の平成19年度・平成20年度における発注業種の工事成績評定点の平均値を評価する。 但し、対象となる工事成績評定点がない場合は、評価点を0とする。	65点以上 ($5.0 \times (\text{工事成績} - 65) / 35$)	7.0 ~ 0.0	7.0	
			60点以上65点未満	0		
			60点未満	-1		
	品質管理、環境マネジメントシステムの取り組み状況	ISOの取得状況を評価する。	ISO9001及びISO14001の認証を取得済み	1.0	1.0	
			ISO9001又はISO14001どちらか一方の認証を取得済み	0.5		
			該当なし	0		
	配置予定技術者の能力	同種工事の施工経験	同種工事の元請けの主任技術者、監理技術者又は現場代理人として施工した経験により評価する。 平成16年4月1日以降に完成し、技術提案書提出期限の日までに引渡しを完了した工事を対象とする。	我孫子市発注同種工事の経験あり	2.0	2.0
				官公庁発注同種工事の経験あり (我孫子市を除く)	1.0	
その他の経験又は経験なし				0		
保有する資格		当該工事に専任で配置する技術者の保有する資格を評価する。	「1級建築施工管理技士」 「1級建築士」 上記と同等以上の資格	1.0	1.0	
	上記以外		0			
地域 貢 献 度	営業拠点の所在地	我孫子市内の本店、支店又は営業所の設置状況により評価する。	市内建設業者	2.0	2.0	
			準市内建設業者	1.0		
			「市内建設業者及び準市内建設業者」以外の者	0		
	評価点合計				16.0	

【留意事項】

- (1) 同種工事は、我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱第3条に規定された中規模建設工事（8,000万円以上1億5,000万円未満）以上の建築一式工事とする。
- (2) 工事成績評定点の平均値は、平成19年4月1日から平成21年3月31日までに元請として完成し、引き渡し完了した我孫子市発注工事を対象とする。また、平成19年度・平成20年度それぞれに平均値を算出し、各年度の平均値の和を2で除して求めるものとする、ただし、平成19年度又は平成20年度のいずれかに工事成績評定点が無い場合は、工事成績評定点の有る年度の平均値を工事成績評定点の平均値とする。
- (3) 配置予定技術者は、入札公告に掲げる工事に専任で配置する技術者とする。
- (4) 配置予定技術者の保有資格は、次に掲げるいずれかの国家資格等を有する者を評価する。
 - ①当該業種の1級資格
(例：土木一式工事の場合、「1級土木施工管理技士」又は「1級建設機械施工技士」
建築一式工事の場合、「1級建築施工管理技士」又は「1級建築士」)
 - ②以上に掲げる者と同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定したもの
- (5) 各評価項目要件は、共同企業体の構成員で出資比率20%以上の場合に実績を認める。
- (6) 申請者が配置予定技術者を特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者としてすることができる。この場合、配置予定技術者に係る評価項目算定資料は、すべての配置予定技術者について提出するものとする。なお、配置予定技術者に係る申請者の評価点は、最も低い評価を受けた技術者をもって算定する。
- (7) 営業拠点の所在地における「市内建設業者」及び「準市内建設業者」は、我孫子市公募型競争入札（建設工事）実施要綱第2条に規定されたものとする。

2 評価の方法

価格以外のその他の条件の評価に係る総合評価は、加算点に標準点（基礎点）の100点を加えた点数（以下「技術評価点」という。）を当該入札者の入札価格で除した数値に予定価格を乗じる次式で得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行うものとする。また、評価値は小数点以下第3位まで計算し、小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までの値とする。

- ・ 技術評価点＝標準点（基礎点）＋加算点
- ・ 評価値＝（技術評価点／入札価格）×予定価格

3 落札者の決定

- (1) 落札者を決定しようとするときは、次の各号に掲げるすべての要件を満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とするものとする。
 - ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあること。
 - ・ 低入札価格調査において、契約の相手方として不適当とされないこと。
- (2) 評価値の最も高い者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。なお、当該入札者がくじ引きに参加できないときは、入札事務に関係のない職員にくじを引かせて決定するものとする。